

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第10号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（交通規制の対象から除外する車両） 第4条 略 （1）～（3） 略 （4） 略 ア～オ 略 <u>カ 令第13条第1項の規定による指定を受け、又は届出をした自動車</u> <u>同項各号に掲げる目的に使用中のもの</u> <u>キ 略</u> （ア）～（サ） 略 （シ） <u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき患者輸送車</u> <u>又は車椅子移動車として登録を受けた車両で、歩行が困難な者の輸</u> <u>送又は移動に使用中のもの</u> （ス） <u>保健師、看護師又は准看護師が医師の指示を受けて行う緊急訪</u> <u>問のために使用中の車両</u> （セ） 略 <u>ク 略</u> 2 前項第3号カ又は第4号キ若しくは<u>ク</u>に規定する標章（以下この条において「標章」という。）の交付を受けようとする<u>者は</u>、別記様式第5号の<u>除外標章交付申請書</u>（以下この条において「申請書」という。）により、除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署長を経	（交通規制の対象から除外する車両） 第4条 法第4条第2項後段の規定により交通の規制の対象から除外する車両は、道路標識等により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。 （1）～（3） 略 （4） 駐車禁止並びに時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間（以下「駐車禁止等」という。）の規制の対象から除く車両（駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合には、当該通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。） ア～オ 略 <u>カ</u> 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した別記様式第2号の駐車禁止等除外指定車の標章を掲出しているもの （ア）～（サ） 略 （シ） 患者輸送車（<u>自動車検査証の自動車の種別欄に特種及び車体の形状欄に患者輸送車と記載のものに限る。</u>）で<u>患者</u>の輸送に使用中の<u>車両</u> （ス） <u>車いす移動車（自動車検査証の自動車の種別欄に特種及び車体の形状欄に車いす移動車と記載のものに限る。）で車いすの利用者の移動に使用中の車両</u> （セ） 略 <u>キ 略</u> 2 前項第3号カ又は第4号<u>カ</u>若しくは<u>キ</u>に規定する標章（以下この条において「標章」という。）の交付を受けようとする<u>車両の使用者は</u>、別記様式第5号の<u>標章交付申請書</u>（以下この条において「申請書」という。）により、除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署

由して、公安委員会に申請しなければならない。

3 申請書には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 第1項第3号カ又は第4号キに規定する標章の交付を受けようとする申請 次に掲げる書類

ア 当該車両に係る道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面（以下「自動車検査証記録事項記載書面」という。）又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項に規定する軽自動車届出済証の写し

イ 当該車両に係る用務を疎明する書類

(2) 第1項第4号クに規定する標章の交付を受けようとする申請 次に掲げる書類

ア 前号アに掲げる書類（主たる車両がない場合を除く。）

イ 申請者が第1項第4号ク(ア)から(オ)までに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書類

ウ 申請者が本人であることを確かめるに足る書類

エ 別記様式第5号の2の運転者の連絡先等一覧表

4 略

(1) 第1項第3号カ及び第4号キに掲げる車両については区域又は道路の区間を定めて行い、第1項第4号クに掲げる車両については区域、道路の区間及び場所を定めないで行うものとする。

(2) 略

(3) 第1項第4号ク(ウ)に掲げる車両については、時間を昼間（日出から日没までの時間をいう。）に限定する。

(4) 第1項第4号クに規定する標章の交付にあつては、当該標章に運転者の連絡先等一覧表を添付するものとする。

5 前項の規定により標章の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る区間を通行し、又は駐車する場合は、車両の前面の見やすい箇所に当該標章を掲示しなければならない。この場合において、第1項第4号クに掲げる車両にあつては、標章に添付された運転者の連絡先等一覧表を併せて掲示しなければならない。

長を経由して、公安委員会に申請しなければならない。この場合において、前項第4号キに規定する標章の交付を受けようとするときは、申請書に別記様式第5号の2の運転者の連絡先等一覧表を添付しなければならない。

3 申請書には、標章交付の要件を備えていることを証明する書類を添付しなければならない。

4 公安委員会は、第2項の規定による申請に係る車両について、通行禁止又は駐車禁止等の規制の対象から除外する必要があると認めるときは、次に定めるところにより、標章を交付するものとする。

(1) 第1項第3号カ及び第4号カに掲げる車両については区域又は道路の区間を定めて行い、第1項第4号キに掲げる車両については区域、道路の区間及び場所を定めないで行うものとする。

(2) 略

(3) 第1項第4号キ(ウ)に掲げる車両については、時間を昼間（日出から日没までの時間をいう。）に限定する。

(4) 第1項第4号キに規定する標章の交付にあつては、当該標章に運転者の連絡先等一覧表を添付するものとする。

5 前項の規定により標章の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る区間を通行し、又は駐車する場合は、車両の前面の見やすい箇所に当該標章を掲示しなければならない。この場合において、第1項第4号キに掲げる車両にあつては、標章に添付された運転者の連絡先等一覧表を併せて掲示しなければならない。

6 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、別記様式第5号の3の除外標章記載事項変更届に記載事項の変更を証する書類を添えて、第2項に規定する警察署長を経由して公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

7 標章の交付を受けた者は、標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第5号の4の除外標章再交付申請書により、第2項に規定する警察署長を経由して、公安委員会に再交付を申請することができる。

8～11 略

12 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、当該標章（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

(緊急自動車等の指定等)

第9条 略

2 前項の指定申請書又は届出書には、自動車検査証記録事項記載書面を添付しなければならない。

3～7 略

(駐車の許可)

第10条 略

(1)～(8) 略

(9) 重量物若しくは長大物の積卸し又は身体の障害その他の理由により歩行が困難な者の移動のために用務先の直近に駐車する必要がある用務にあっては当該用務地の直近に、その他の用務にあっては当該用務地からおおむね100メートル以内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められるものの申請であること。

2～4 略

6 標章の交付を受けた者は、標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、申請書により、第2項に規定する警察署長を経由して、公安委員会に再交付を申請することができる。

7～10 略

11 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

(1)～(3) 略

(緊急自動車等の指定等)

第9条 略

2 前項の指定申請書又は届出書には、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面（以下「自動車検査証記録事項記載書面」という。）を添付しなければならない。

3～7 略

(駐車の許可)

第10条 法第45条第1項ただし書又は法第49条の5の規定により警察署長が行う駐車の許可は、当該許可に係る申請が、次の要件を満たす場合に限り認めるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 重量物又は長大物の積卸しの用務にあっては直近に、その他の用務にあってはその場所からおおむね100メートル以内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められるものの申請であること。

2～4 略

5 略

(1) 許可の有効期間は、1年以内の期間において当該駐車しなければならない事情に応じた期間とする。

(2) 略

6 警察署長は、第1項に規定する許可をしたときは、別記様式第14号の駐車許可証（以下この条において「許可証」という。）を交付しなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

7 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る車両の駐車中、車両の前面の見やすい箇所に当該許可証を掲示しなければならない。

8 略

9 警察署長は、許可証の交付を受けた者が前項の規定により付された許可の条件に違反したとき、又は特別の事情が生じたときは、第1項に規定する許可を取り消すことができる。

10 許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、別記様式第14号の2の駐車許可証記載事項変更届に記載事項の変更を証する書類を添えて、警察署長に提出し、当該許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

11 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第14号の3の駐車許可証再交付申請書により警察署長に許可証の再交付を申請することができる。

12 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、当該許可証（第3号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を廃棄しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。

(2) 許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

(4) 許可を取り消されたとき。

13 第7条第3項、第5項及び第8項の規定は、駐車の許可について準用する。この場合において、同条第3項中「前項の申請書」とあるのは「第10条第2項の申請書」と、同条第5項中「通行しようとする通行禁止道路」とあるのは「駐車しようとする駐車禁止規制場所等」と、「法第8条第2

5 警察署長は、第1項に規定する許可をする必要があると認めるときは、道路の場所を定めるほか、次に定めるところにより期間及び時間を限って許可するものとする。

(1) 許可の有効期間は、6月以内の期間において当該駐車しなければならない事情に応じた期間とする。

(2) 略

6 警察署長は、第1項に規定する許可をしたときは、別記様式第14号の駐車許可証を交付しなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

7 前項の規定により駐車許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る車両の駐車中、車両の前面の見やすい箇所に当該許可証を掲示しなければならない。

8 略

9 第7条第3項、第5項、第8項及び第9項の規定は、駐車の許可について準用する。この場合において、同条第3項中「前項の申請書」とあるのは「第10条第2項の申請書」と、同条第5項中「通行しようとする通行禁止道路」とあるのは「駐車しようとする駐車禁止規制場所等」と、「法第

項」とあるのは「法第45条第1項ただし書又は法第49条の5」と、同条第8項中「許可証及び標章」とあるのは「許可証」と、「第2項の申請書」とあるのは「第10条第2項の申請書」と、「第2項及び第3項」とあるのは「第10条第2項本文及び第3項において読み替えて準用する第7条第3項」と読み替えるものとする。

(保管した車両に係る報告徴収等の手続)

第11条 法第51条の2第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、別記様式第14号の4の報告等要求書により行うものとする。

2 法第51条の2第2項の規定による照会を書面により行う場合は、別記様式第14号の5の車両使用者等照会書により行うものとする。

別表第1の3 (第13条の2関係)

路 線 名	区 間
略	
丸亀市道蓬萊町区画2号線	略
丸亀市道東渡池線	丸亀市綾歌町栗熊東字東渡池1151番地1先から 丸亀市綾歌町栗熊東字東渡池1101番地1先まで
坂出市道西大浜北2号線	略
略	
三木町道中谷線	略
綾川町道堤下田井線	綾歌郡綾川町羽床下字堤下2137番地1先から 綾歌郡綾川町羽床下字堤下2137番地1先まで
多度津町道2号線	略
略	

8条第2項」とあるのは「法第45条第1項ただし書又は法第49条の5」と、同条第8項中「許可証及び標章」とあるのは「許可証」と、「第2項の申請書」とあるのは「第10条第2項の申請書」と、「第2項及び第3項」とあるのは「第10条第2項本文及び第3項並びに同条第9項において読み替えて準用する第7条第3項」と、同条第9項中「許可証及び標章」とあるのは「許可証」と、「第2項」とあるのは「第10条第2項」と、「交番」とあるのは「同条第3項に規定する交番」と読み替えるものとする。

(保管した車両に係る報告徴収等の手続)

第11条 法第51条の2第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、別記様式第14号の2の報告等要求書により行うものとする。

2 法第51条の2第2項の規定による照会を書面により行う場合は、別記様式第14号の3の車両使用者等照会書により行うものとする。

別表第1の3 (第13条の2関係)

路 線 名	区 間
略	
丸亀市道蓬萊町区画2号線	略
坂出市道西大浜北2号線	略
略	
三木町道中谷線	略
多度津町道2号線	略
略	

別記様式第5号（第4条関係）

除外標章交付申請書	
香川県公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示 されている番号	
除外を受けよう とする期間	
除外を受けよう とする区間	
除外を受けよう とする理由	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する ☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第4条関係）

標章交付申請書			
香川県公安委員会 殿			
住所 申請者 氏名			
交付を受けようとする 標章の種別	1 通行禁止除外指定車 2 駐車禁止等除外指定車		
車両の種類		番号標に表示 されている番号	
除外を必要とする 期間	年 月 日から 年 月 日まで		
除外を必要とする 区域又は道路の区間			
除外を必要とする 理由			
備考			
※ 年 月 日標章第 号を交付した。			

- 備考 1 申請者は、※印欄には記載しないこと。
2 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
3 交付を受けようとする標章の種別欄は、該当のものの番号を○で囲むこと。
4 備考欄は再交付理由及びその他補足事項を記載すること。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 5 号の 2（第 4 条関係）
略

別記様式第 5 号の 3（第 4 条関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
香川県公安委員会 殿	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 5 号の 2（第 4 条関係）
略

別記様式第5号の4（第4条関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
香川県公安委員会 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号（第7条関係）
略

別記様式第6号（第7条関係）
略

別記様式第14号（第10条関係）

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所（所在地）	
申請者 氏名（名称）	
電話	
番号標に表示 されている番号	
許可を受けようと する日時期間	
許可を受けようと する場所	
許可を受けようと する理由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14号（第10条関係）

駐 車 許 可 申 請 書			
年 月 日			
警察署長 殿			
住 所			
申請者 氏 名			
車 両 の 種 類		番号標に表示 されている番号	
駐 車 の 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで (各日の 時から 時まで)		
駐 車 場 所			
駐車しなければ ならない特別の 事 情			
第 号			
駐 車 許 可 証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件			
年 月 日			
警 察 署 長 印			

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14号の2（第10条関係）

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14号の3（第10条関係）

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14号の4（第11条関係） 略	別記様式第14号の2（第11条関係） 略
別記様式第14号の5（第11条関係） 略	別記様式第14号の3（第11条関係） 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年1月1日前に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号。以下この項において「改正法」という。）第4条の規定による改正前の道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下この項において「旧法」という。）第60条第1項、第62条第2項（旧法第63条第3項及び第67条第4項において準用する場合を含む。）若しくは第71条第4項の規定又は改正法附則第22条の規定による改正前の総合特別区域法（平成23年法律第81号）第22条の2第3項の規定により自動車検査証が交付され、又は返付された車両に係る申請をする場合における改正後の第4条第3項第1号アの規定の適用については、当該自動車検査証の有効期間の満了する日までの間は、同号ア中「第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面（以下「自動車検査証記録事項記載書面」という。）」とあるのは、「第60条第1項に規定する自動車検査証の写し」とする。

3 令和5年1月1日から同年12月31日までの間に道路運送車両法第60条第1項、第62条第2項（同法第63条第3項及び第67条第4項において準用する場合を含む。）若しくは第71条第4項又は総合特別区域法第22条の2第3項の規定により自動車検査証が交付され、又は返付された車両（検査対象軽自動車に限る。）に係る申請をする場合における改正後の第4条第3項第1号アの規定の適用については、当該自動車検査証の有効期間の満了する日までの間は、同号ア中「第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面（以下「自動車検査証記録事項記載書面」という。）」とあるのは、「第60条第1項に規定する自動車検査証の写し」とする。

（香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正）

4 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～29 略					1～29 略				
30 道路交通法（ 昭和35年法律第 105号）	略				30 道路交通法（ 昭和35年法律第 105号）	略			
(1)～(14) 略					(1)～(14) 略				

(15) 道路交通 法施行細則（ 平成12年香川 県公安委員会 規則第3号）	略			
	<u>第4条</u> <u>第1項</u> <u>第4号</u> <u>キ及び</u> <u>ク</u>	略		
	<u>第4条</u> <u>第6項</u>	通行禁止除外指定車又は 駐車禁止等除外指定車の 標章の記載事項の変更に 係る事項の記載		○
	<u>第4条</u> <u>第7項</u>	略		
	<u>第4条</u> <u>第8項</u>	略		
	<u>第4条</u> <u>第11項</u>	略		
	<u>第4条</u> <u>第11項</u> 及び第 <u>12項</u>	略		
	略			
(16)・(17) 略				
31～102 略				
備考 略				

(15) 道路交通 法施行細則（ 平成12年香川 県公安委員会 規則第3号）	略	略
	<u>第4条</u> <u>第1項</u> <u>第4号</u> <u>カ及び</u> <u>キ</u>	
	<u>第4条</u> <u>第6項</u>	略
	<u>第4条</u> <u>第7項</u>	略
	<u>第4条</u> <u>第10項</u>	略
	<u>第4条</u> <u>第10項</u> <u>及び第</u> <u>11項</u>	略
	略	
(16)・(17) 略		
31～102 略		
備考 略		